

円滑な議会運営に必要な不可欠な実務解説書!

地方議会 運営事典

第2次改訂版

議会用語はもちろん、
議会関係者が知って
おくべき行財政用語
計610語を網羅!

地方議会運営研究会【編集】

A5判・定価(本体5,000円+税)送料350円
※送料は平成26年8月時点の料金です。

- 平成20年の旧版発刊後、23年自治法改正(議員定数の法定上限の撤廃、議決事件の範囲の拡大等)、24年自治法改正(通年会期の選択制度の導入、議会運営に係る法律事項の条例委任、政務活動費制度の改正等)などを踏まえ、全体を見直した最新版。
- 単なる用語の解説にとどまらず、議会運営上役立つ運用例、注意点、行政実例、判例、国会先例などを詳しく紹介。
- 持ち運びに便利な装丁・読みやすいレイアウトなど、議場等での使い勝手を意識した事典。
- 地方議会議員、議会事務局はもちろんのこと地方議会にかかわる全ての方々自身をもっておすすめ。

内容見本 (一例)

実務でそのまま使える
運用例を詳しく紹介

新規項目を含め610
の項目を集めた充実の
内容

最新の根拠条数を
キッチリ表示

やじ

会議中議長の許可を得ず発言している議員や傍聴人による、ひやかし、又ははやし立て等の言動のことをいう。

やじは、会議中の発言者に対する儀礼的な干渉にわたる点で、体言とは異なる。

標準会議規則では、議場の秩序を維持する観点から、何人も、会議中のみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨げとなる言動をしてはならない(第110条、第113条、第116条)とされている。

議長は、秩序維持のための権限が認められており、議員のやじが議場の秩序を乱す場合、議長は、制止し、議場の外に退去させる等の措置をとることができる(自治法120条)。

また、議員は、議会の会議や委員会において無礼の言動を使用し、又は他人の生活にわたる言動をすることが禁じられており(自治法130条)、これに反する場合は懲罰の対象となる(自治法134条)。会議又は委員会において懲罰を受けた議員は、議長が呼ぶて出席を求めることができる(自治法130条)。

議長には、傍聴人の行為を規制する権限が認められており、傍聴人が公然と可否を

表明し、又は騒が立てる等会議を妨害するときは、議長はこれを制止し、退場させる等の措置をとることができる(自治法130条)。
【運用】議長は、必要に応じて、「静寂に願います」等と一部の傍聴人又は全部の傍聴人を制止し、あるいは自治法第130条第1項の規定により退場を命ずる方法が定められている。

議員のやじについては、議事の妨げとなるような場合には、議長が、自治法第129条の規定により、制止し、議場の外に退去させる等の措置をとることとなる。

【注意】 やじは、不規則発言として処理され、会議録に記載する必要はない。記載する場合は、「やじあり」程度の記載でやじがあった事実を記録するのが一般的である。

【行政実例】 新聞記者についても、傍聴人についての規制が適用される(昭31.8.1)。
2 自治法第131条の「議場の秩序を乱し、会議を妨害するもの」の中には、傍聴人を含む(昭22.8.8)。
3 自治法第135条の規定により懲罰を受けた議員が、議会に出席して出席を求めるときは、同法第135条第2項の規定の適用はない(昭31.9.28)。

【関連項目】 私語 秩序保持権 不規則発言 傍聴

多くの人が悩む点についてさらに踏み込んだ
解説

議員が申し立てられたときは、議長は起立の方法で表決を採らなければならない(第106条、第78条、第107条)。これは、簡易表決は便宜的な表決方法であるので、議長の可決の旨の宣言に対して一定数以上の出席議員からの異議が申し立てられたときは、原則に立ち返って起立による方法をとらなければならないとするものである。

【関連項目】 簡易表決 起立表決 投票 投票表決の要求 表決

表決問題
⇒表決に付する問題

標準会議規則
昭和31年の自治法改正を機会に、全国都道府県、市及び町村の議会議長会が中心となり、自治省(現総務省)、議会関係者、学識経験者等によって作成された都道府県議会、市議会、町村議会の標準的、一般的な会議規則の案のことをいう。

地方公共団体の議会は、会議規則を設けなければならない(自治法120条)とされ、全て会議は、自治法の規定によるほか、この会議規則によって運営されているところである。

標準会議規則は、各地方公共団体の議会の会議規則に対して、何らの法的拘束力を持つものでないことはもちろんであるが、現在では、各団体の議会が、おおむねこれに準拠してそれぞれの会議規則を制定している。

【注意】 標準都道府県、市議会の各会議規則は、昭和31年9月、町村議会会議規則も昭和31年6月に制定されたが、昭和41年2月に全文改正となり、その後それぞれ一部改正が行われ、最近では平成24年9月の自治法の一部改正に伴う本会議への公聴会及び参考人の制度の導入に係る改正が行われて今日に至っている。

2 標準会議規則のほか、標準都道府県、市、町村議会委員会条例及び標準都道府県、市、町村議会標準規則が作成されている。

【関連項目】 会議規則

費用弁償
地方公共団体の議会の議員や審議会などの附置機関の委員等の非常勤の職員に対して、職務の執行等に要する経費を償うため支給される金額のことをいう(自治法203条、203の2)。

議員及び他の非常勤の職員は、役務の対価として、議員報酬又は報酬を支給されるが、そのほかに職務を行うために要する経費の弁償を受けることができる。

費用弁償は、実費の弁償の意味を持つものであり、実費弁償とは同じとされているが、実費弁償の方がより実際に要した費用の補償の意味合いが強い。

議員報酬又は報酬と同様、費用弁償は、必ずその支拂額及び支拂方法が条例で定められなければならない(自治法203条、203の2)。費用弁償は、交通費や実費の弁償であるが、その額は必ずしも現実に要する額と同一である必要はなく、条例に標準的な費用を定め、これを基礎とした定額により支給するのが通例である。

【注意】 費用弁償は、「その職務を行うために要する」費用の弁償であるので、議会の会期中又は会期中に付議された特定の事件を審査している委員会及び自治法第100条第13項による議員の職務について支給されるが、このほか、会議規則の定めるところにより設けられた常任委員会、定額委員会、全員協議会等、議会の審査又は議会の運営に関与し又は調整を行うための会議(自治法100条)への出席について支給することができる。ただし、このような会議であっても、会議規則で設けられた

判断の参考になる行政
実例の要約を可能な限り
収録

便利な関係項目一覧が
より深い理解に役立つ

議事運営に関する最新
動向を漏れなくフォロー

- か**
 - 開会
 - 会期
 - 開議
 - 会期延長
 - 会議規則
 - 会議原則
 - 会議公開
 - 会議時間
 - 会議時間の延長
 - 開議請求
 - 会期中の閉会
 - 会議に付した事件
 - 会議の閉開
 - 会期の決定
 - 会議の中止
 - 会期の初め
 - 会期不継続の原則
 - 会議録
 - 会議録署名議員
 - 会計管理者
 - 会計区分
 - 会計年度
 - 戒告
 - 介護人
 - 解散
 - 解職請求
 - 会派
 - 開票
 - 開票立会人
 - 外部監査
 - かえり初日
 - 各派交渉会
 - 瑕疵ある議決
 - 合併特別区
 - 可とする方を諮る原則
 - 過半数議決
 - 可否同数
 - 仮議席の指定
 - 仮議長
 - 仮契約
 - 簡易表決
 - 関係行政庁
 - 関係人の出頭命令
 - 監査委員
 - 監査請求
 - 監査報告
 - 関連質疑
 - 関連質問
 - 関連発言
- き**
 - 議案
 - 議案の質疑
 - 議案の修正
 - 議案の正誤
 - 議案の説明
 - 議案の調査
 - 議案の訂正
 - 議案の撤回
 - 議案の補正
 - 議案の朗読
- 議案不可分の原則
- 議員
- 議院内閣制
- 議員定数
- 議員の権限
- 議員の検査権
- 議員の公務災害補償
- 議員の辞職
- 議員の辞職勧告決議
- 議員の任期
- 議員の派遣
- 議員の発言
- 議員の秘密漏えい
- 議員の身分の得喪
- 議員平等の原則
- 議会
- 議会運営委員会
- 議会事務局
- 議事先例集(録)
- 議会図書室
- 議会の委員会
- 議会の監査請求
- 議会の議決権
- 議会の機能
- 議会の権限
- 議会の検査権
- 議会の自主解散
- 議会の自律権
- 議会の成立
- 議会の選挙権
- 機関意思
- 機関の共同設置
- 基金の設置条例
- 議決
- 議決事件
- 議決事件の字句及び数字等の整理
- 議決証明
- 議決不要
- 棄権
- 議事
- 議事機関
- 議事公開の原則
- 議事次第書
- 議事進行に関する動議
- 議事進行に関する発言
- 議事整理権
- 議事堂
- 議事堂の管理権
- 議事内の携帯品
- 議事日程
- 議事日程の順序変更、追加
- 議事日程のない会議
- 議事の継続
- 議事の中止
- 議事妨害
- 議場
- 議場選挙
- 議場の秩序保持
- 議場の閉鎖

商品に関するご照会・お申し込みは **フリーコール(通話料無料)** TEL: 0120-953-431 FAX: 0120-953-495 **URL: http://gyosei.jp**

キリトリ線

申込書	地方議会運営事典 [第2次改訂版] A5判・定価(本体5,000円+税)送料350円		部
	上記のとおり申し込みます。 (社費/公費/私費)	住所(〒 -)	
平成 年 月 日	フリガナ氏名	(印) (電話)	

※送料は平成26年8月時点の料金です。
 ※お客様の個人情報は、契約の履行、弊社からの商品・サービスのご案内以外の目的には使用いたしません。
 株式会社 **ぎょうせい**
 本社 東京都中央区銀座7-4-12 104-0061
 本部 東京都江東区新木場1-18-11 136-8575
 TEL: 0120-953-431 / FAX: 0120-953-495
URL: http://gyosei.jp
 (H26.8) ISBN978-4-324-09837-0 コード 5108062-00-000 議会事典(2訂)

●取扱者